

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年三月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月十九日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 堀兼根岸線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
狭山市柏原字下双木一二六七番 四地先から同市柏原字下双木一 二六四番一地先まで		区 間
一八・四〇〽 三〇・〇三	一八・四〇〽 一八・四一	敷地の幅員 (メートル)
三五・一一		延長 (メートル)
狭山市柏原鳥之上土地区画整理事業 による。		備 考